保護者様

沼津聖マリア幼稚園
園長　鈴木　則子

出席停止について

医師より第２種の伝染病と診断された場合は、学校保健安全法第１９条の規定により園児の健康回復と周囲への感染防止のため、出席停止となります。
医師の指示に従い十分な治療と休養をとられますようお願い申し上げます。
登園するにあたっては、下記の「登園許可証明書」を医師に記入していただき、登園時に提出してください。

対象疾病

１．百日咳は、特有の咳が消失するまで、または５日間の抗生剤による治療が終わるまで。
２．麻しんは、解熱した後３日を経過するまで。
３．流行性耳下腺炎は、耳下腺が腫れて５日を過ぎ、かつ全身の状態がよくなるまで。
４．風しんは、発疹が消失するまで。
５．水痘は、すべての発疹がかさぶたになるまで。
６．咽頭結膜熱（プール熱）は、主要症状が消退した後２日を経過するまで。
７．流行性角結膜炎、結核、腸管出血性大腸菌感染症、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎などは医師により伝染のおそれがないと認められるまで。

---------- キリトリ ----------

登　園　許　可　証　明　書	
保護者記入	（　　〈み）氏　　名 生年月日　　年　　月　　日 保護者氏名

１．停止期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日まで　（　　）日間

２．百日咳　麻しん　流行性耳下腺炎　風しん　水痘　咽頭結膜熱（プール熱）
流行性角結膜炎　結核　腸管出血性大腸菌感染症　急性出血性結膜炎
髄膜炎菌性髄膜炎　（該当事項を○で囲む）

上記の者、頭書の疾病治療中のところ、軽快したので登園してよいことを証明する。

令和　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　医師　　印

※インフルエンザ・新型コロナは医師の指示に従い、状態がよくなるまで休養してください。